

山形県知事

殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号

源泉・動力装置・温泉利用廃止届

次のとおり廃止したので届け出ます。

廃止の内容	源泉 ・ 動力装置 ・ 温泉利用		
廃止する源泉 又は利用施設	源泉名	温泉 源泉	
	地番		
	利用施設名		
動力装置又は温泉 利用の許可年月日 及び番号	年 月 日 指令 第 号		
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由			

注意事項

- 1) 温泉利用を廃止した場合は、利用許可証を返納すること。
- 2) 動力装置廃止を届け出た後、動力を再設置する場合には、新たに温泉法第 11 条第 1 項の許可を要する。
- 3) 温泉利用廃止を届け出た後、温泉の利用を再開する場合には、新たに温泉法第 15 条第 1 項の許可を要する。